

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	退場命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市教育委員会傍聴人規則 第5条		
例 規 番 号	平成元年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (違反に対する措置) 第5条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	給付の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市奨学金給付規則 第12条		
例 規 番 号	平成4年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (取消し) 第12条 受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由が生じた翌月(生じた日が月の初日のときは、その月)以降の奨学金の給付を取消すものとする。 (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。 (2) 詐欺その他の不正な行為により奨学金の給付を受けたとき。 (3) その他教育委員会が奨学金を給付することが適当でないと認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立学校使用条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和27年条例第9号		
【根拠条文】 第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。			
種別	使用料		
	昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分
講堂			
A(精小、宮小)	3,600円	4,800円	8,400円
B(その他の学校)	2,400円	3,600円	6,000円
遊戯室	1,800円	2,400円	4,200円
教室その他の室1教 室につき	1,440円	2,160円	3,600円
校庭	午前 1,200円 午後 1,200円	1,800円	3,000円
2 光熱水量の使用が著しい場合は更にその実費を徴収することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立学校使用条例 第9条		
例 規 番 号	昭和27年条例第9号		
【根拠条文】 第9条 次の各号に該当する場合は使用の許可を取消し又は変更を命ずることができる。取消又は変更によつて使用者に不利益損害を生ずることがあつても委員会はその責に任じないものとする。 (1) 市委員会又は当該学校が緊急を要することで使用の必要が生じたとき。 (2) 使用者がこの条例その他委員会学校長の指示した事項に違反したとき。 (3) 許可を得ずして使用目的を変更したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	設備の変更又は中止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立学校使用条例 第10条第2項		
例 規 番 号	昭和27年条例第9号		
【根拠条文】 第10条 使用者は委員会又は学校長の許可を得て必要な設備をすることができる。 2 委員会又は学校長が必要と認めたときは、前項の設備の変更、若しくは中止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用停止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立学校使用条例 第12条第2項		
例 規 番 号	昭和27年条例第9号		
【根拠条文】 第12条 使用者は、校地内使用中、他人に迷惑をかけ、又は秩序を乱す行為をする者及び凶器、火薬、劇薬その他の危険物を携帯する者を立ち入らせてはならない。 2 使用者が前項に違反したときは使用中といえども委員会又は学校長は使用停止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 419

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	保育料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第3条第4項
例 規 番 号	平成27年条例第12号

【根拠条文】

(保育料)

第3条 次の教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)に係る教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額は、零とする。

ア 法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども

イ 法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)

2 法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)の保育料は、別表第1に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入園し、若しくは退園し、又は入所し、若しくは退所した場合等におけるその月の保育料は、日割により計算した額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

4 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から第2項又は前項に定める保育料を徴収するものとする。

5 市長は、法附則第6条第4項の規定により特定保育所において保育を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から第2項又は第3項に定める保育料を徴収するものとする。

6 前2項の保育料の納期は、毎月末日までとする。

別表第1(第3条関係)

満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	0円	0円
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円 5,400円
C1	A階層、B1階層及び	ひとり親世帯等	4,750円 4,650円
		ひとり親世帯等	9,500円 9,300円

条例適用不利益処分個票

	B2階層を		以外の世帯		
C2	除き、当	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
	該年度分	67,500円未満	ひとり親世帯等	15,000円	14,700円
	の市町村		以外の世帯		
C3	民税所得	67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円
	割の額が	77,101円未満	ひとり親世帯等	25,500円	25,000円
	次の区分		以外の世帯		
	に該当す	77,101円以上		25,500円	25,000円
	る世帯	97,000円未満			
C4		97,000円以上		35,500円	34,800円
		125,500円未満			
C5		125,500円以上		43,500円	42,700円
		169,000円未満			
C6		169,000円以上		54,500円	53,500円
		251,000円未満			
C7		251,000円以上		60,000円	58,900円
		301,000円未満			
C8		301,000円以上		71,000円	69,700円
		397,000円未満			
C9		397,000円以上		89,000円	87,400円

備考

- この表における満3歳未満保育認定子どもの年齢については、年度の初日の前日における年齢をもって当該年度中の満年齢とする。
- 生活保護世帯等とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯をいう。別表第2において同じ。
- ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。別表第2において同じ。
 - 母子世帯又は父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に満3歳未満保育認定子どもを扶養しているものの世帯をいう。
 - 障害者又は障害児と生計を一にする世帯 次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により障害基礎年金の支給を受けている者
 - その他の世帯 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。
- この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額

については、次のとおりとする。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。
 - (2) 所得割の額については、保育料の算定の基準となる年の翌年1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。
- 5 この表において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分をいう。
- 6 この表における階層区分の認定に当たっては、満3歳未満保育認定子どもと生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(満3歳未満保育認定子どもの生計を維持する者に限る。)に係る所得割の額の合計額により行うものとする。
- 7 この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが満3歳未満保育認定子どものみである場合又は生計を一にする世帯において教育・保育給付認定子ども若しくは次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下この項において「第2子」という。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども
 - (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
 - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
 - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
 - (5) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども
- 8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。 以下同じ。)が2人以上いる満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が57,700円未満である場合の保育料は、特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下「第2子」という。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては、これらの表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満である場合の保

育料は、第2子以降の者が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては、零とする。

- 10 この表の規定にかかわらず、各月における休園又は休所等をした期間が当該月の日数の2分の1以上である場合の当該月の保育料は、同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 4 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 203

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	預かり保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第4条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第12号		
【根拠条文】 (預かり保育料) 第4条 預かり保育料は、別表第2に定めるとおりとする。 2 市長は、預かり保育を利用した教育・保育給付認定保護者等から前項に定める預かり保育料を徴収するものとする。 3 前項の預かり保育料の納期は、預かり保育を利用した日の属する月の翌月末日までとする。 別表第2(第4条―第5条の2関係) 1 預かり保育料 (1) 市立幼稚園			
区分		預かり保育料	
春季、夏季及び冬季の休業日		日額900円	
上記以外の日		日額450円	
(2) 市立認定こども園			
区分		預かり保育料	
当該認定こども園 に在籍している者	春季、夏季及び冬季の休業日	午前9時から午後4時30分まで	日額1,300円
		午前9時から午後2時まで	日額800円
		午後2時から午後4時30分まで	日額500円
	上記以外の日	式典終了後から午後4時30分まで	日額1,000円
		午後2時から午後4時30分まで	日額500円
当該認定こども園 に在籍していない者	利用料	日額2,000円	
	給食費	日額500円	
2 延長保育料 (表省略)			
3 病児保育料 (表省略)			
【基準】 根拠条文に同じ。			

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日